

する法律案（内閣提出第八号）

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出第五四号）

交付税及び譲与税配付金特別会計法案（内閣提出第八五号）

国債納金整理資金に関する法律案（内閣提出第七二号）

経済援助資金特別会計法案（内閣提出第一〇四号）

国民金融公庫法の一部を改正する法律案（内閣提出第三三三号）

製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇号）

○千葉委員長 これより会議を開きます

先刻の理事会での申合せに基きまして、本日は税関係法案以外の法案、すなわち第一に米穀対日援助物資等処理特別会計法等を廃止する法律案、農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案、資金運用部特別会計法の一部を改正する法律案、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案、交付税及び譲与税配付金特別会計法案、国債納金整理資金に関する法律案、経済援助資金特別会計法案、国民金融公庫法の一部を改正する法律案、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案、右九法案を一括議題として質疑を続行いたします。

○井上委員 この際今朝理事会において御承認を得ました大蔵省の出先機関の定員確保に関する問題につきまして、現在定員法の改正が内閣委員会で行われておりますので、これに対して

本委員会から申入れをいたしたいと思

います。ここに提案をいたします。

大蔵省出先機関定員確保に関する申入の件

大蔵省出先機関中税関、税務署並びに財務局、財務部はそれぞれ関税を除く税務行政の執行又は予算の執行を

資金運用部資金の運用管理、国有財産の管理処分、金融機関の検査監督

等大蔵省所管事項の殆んど全般にわたる第一線の実施機関であつて、これが

運用の適正、執務の迅速如何は、国政の根幹に重大なる影響を及ぼすもので

あるにかかわらず、従来再三の行政整理によつて逐次定員を削減され、現在の定員をもつては、今後ますます

複雑増加を予想されるこれら事務の処理に万全を期することが困難な現状である。

よつて、今回の行政整理に當つては、特にこれら機関の重要性を認識し、少くとも現在定員を確保せられるよう格別の配慮あらんことを要望する。

以上の申入れを内閣委員会に本委員会から申入れをいたしたいと思ひますので、御了承をお願いしたいと思います。

○千葉委員長 ただいまの井上委員の提案のごとく、内閣委員会に対して申入れをすることに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○千葉委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○千葉委員長 ただいま見えております政府委員並びに説明員は、小倉農林経済局長のほか久米農林保険課長と小畑主計官の三人でありますから、ま

ず井上委員から……

○井上委員 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案、この法案に関連して、一、二点伺つておきたいと思ひます。

昨年度の農業災害の保険金の支払い状況は、現在どの程度に完了いたしましたか、その経過を御報告願ひたいと思ひます。

○小倉政府委員 お尋ねの点は、主として出納関係のことだと存じますが、昨年の十二月から支払いをいたしまして、年内に支払うというところで努力して参つたのでございますが、損害の把握についていろいろの問題がございます。これは、一月に越したのもございまして、それから西の方の水害地帯の関係につきましては、旧正月前にとりうて、この努力して参つたのであります。大体そういうことで参つておりました。この三月になりましてから、全国各府県とも再保険金の支払いを終了いたしました。もつとも一般会計からの繰入金の法案を御審議いただいておりますが、その関係で一部融資によつてつないでおるものもございまして、総計いたしまして百九十五億の再保険金の支払いをいたしております。従いまして全国的に共済金の支払いは終了しております。というふうに言つていいかと思ひます。

○井上委員 農業共済保険制度の現状についていろいろな欠陥や不合理がありまして、これに關して当該の農林委員会においては、特別の小委員会を設けて、この制度の不合理、欠陥をどうするかということについて御検討を願つておるに承つております。その後この委員会がどういう結論をつけ

つてあるか、またこの委員会の進行に關連して、政府は一体これに対してどういう態度をもつて臨んでおられるのか、その委員会における審議の経過及びこれに対する政府の態度というものを簡単に御説明を願ひたいと思ひます。

○小倉政府委員 お話のように農林委員会におきまして、農業災害補償制度についての根本改正と申しまするか、改革案につきまして、いろいろ御審議を願つております。そのために農業共済小委員会というのでございまして、いろいろ御研究の結果、昨年の暮れに小委員長が試案というので一応でき上りまして、それが小委員会に付議されたのであります。

その主な点を申し上げますと、現在の補償制度を二つにわけまして、共済保険でまかなう部分と、国家補償でまかなう部分の二つに截然とわけるといふのが一点であります。

それからもう一つは、現在の補償制度は、損害の補償の程度はなほ低過ぎる。そこで実際の七割程度の補償を目標とすべきではないかというのが二点であります。

それから保険制度についての再保険の関係でございますが、それは現在政府がいたしておりますのを、民間団体でもつてやらしたらどうかというのが大きなき点だと思ひます。

それから任意保険につきまして、家屋の共済というより任意保険については、共済団体から切り離して、むしろ協同組合に一元化すべきではないかというのがその次の点であります。それと引きかえといつては語弊がありますが、そういう御配慮のもとに防災事業、植物防疫というよりな防災事業に

つきましては、実質面を共済団体へ一元化してはどうか。それから掛金につきまして、負担が重いというよりな点と、それから無被害地の調整というよりなことから、備荒貯蓄的な制度、あるいは無事でもし——無事故の場合に一部掛金をもどす、こういうた制度を加味したらどうかという点がおもなる点であつたのであります。

これにつきまして、小委員会を開催いたしました。いろいろ御研究の結果、なお問題が非常にむずかしいというところで、今申し上げました諸点のうち、実損の七割程度補償するという点、それから任意共済につきまして、協同組合に一元化するというような点、あるいは再保険を団体でやる、こういうたような点については、小委員会として保留ということになりました。まだ結論を得ておりません。本年になりましてから、一度小委員会が開かれておりまして、その後は開かれておりません。

御参考に参議院の様子を申し上げますと、参議院でもいろいろ小委員会がございまして、そのうちの共済の問題につきましては、衆議院の小委員長の試案につきまして、私どもの方の農林省の意見を聞きたいということと、本年の初めごろに、小委員長の試案に現われた諸問題につきましての私どもの疑問としておる点、あるいはさらに研究を要する点についての御説明をいたしました結果、現在では各小委員から、めい／＼の考え方をまとめて、試案を持ち寄るということで進行しておるものであります。まだ小委員会として、まとまつた結論には達しておりません。大体以上の通りであります。

つきましては、実質面を共済団体へ一元化してはどうか。それから掛金につきまして、負担が重いというよりな点と、それから無被害地の調整というよりなことから、備荒貯蓄的な制度、あるいは無事でもし——無事故の場合に一部掛金をもどす、こういうた制度を加味したらどうかという点がおもなる点であつたのであります。

これにつきまして、小委員会を開催いたしました。いろいろ御研究の結果、なお問題が非常にむずかしいというところで、今申し上げました諸点のうち、実損の七割程度補償するという点、それから任意共済につきまして、協同組合に一元化するというような点、あるいは再保険を団体でやる、こういうたような点については、小委員会として保留ということになりました。まだ結論を得ておりません。本年になりましてから、一度小委員会が開かれておりまして、その後は開かれておりません。

御参考に参議院の様子を申し上げますと、参議院でもいろいろ小委員会がございまして、そのうちの共済の問題につきましては、衆議院の小委員長の試案につきまして、私どもの方の農林省の意見を聞きたいということと、本年の初めごろに、小委員長の試案に現われた諸問題につきましての私どもの疑問としておる点、あるいはさらに研究を要する点についての御説明をいたしました結果、現在では各小委員から、めい／＼の考え方をまとめて、試案を持ち寄るということで進行しておるものであります。まだ小委員会として、まとまつた結論には達しておりません。大体以上の通りであります。

つきましては、実質面を共済団体へ一元化してはどうか。それから掛金につきまして、負担が重いというよりな点と、それから無被害地の調整というよりなことから、備荒貯蓄的な制度、あるいは無事でもし——無事故の場合に一部掛金をもどす、こういうた制度を加味したらどうかという点がおもなる点であつたのであります。

これにつきまして、小委員会を開催いたしました。いろいろ御研究の結果、なお問題が非常にむずかしいというところで、今申し上げました諸点のうち、実損の七割程度補償するという点、それから任意共済につきまして、協同組合に一元化するというような点、あるいは再保険を団体でやる、こういうたような点については、小委員会として保留ということになりました。まだ結論を得ておりません。本年になりましてから、一度小委員会が開かれておりまして、その後は開かれておりません。

私どもの役所の立場としての今後の方針でございますが、衆議院なりあるいは参議院なり、あるいは両院の農林委員会の一致したところなり、一応の方針ができれば、それを引継いで、私どもの役所の方に審議会あるいは協議会というふうな事実上の委員会をつくりまして、国会議員の先生方にも御参加願つて、国会できめていただきまして方針のつとめて、それをいかに具体化するか、法制化するかというふうな研究を進めるといふ段取りをいたしております。そのために委員会に要する若干の経費を二十九年度の予算に計上しております。

○井上委員 まあいろ／＼この制度の運営について改善を要する点が多々あつて、特に末端においては損害評価の査定の上に、あるいはまた保険金の支払いの上にいる／＼むずかしい問題が横たわつておりました、非常にこの問題は検討を要する問題でございますから、なか／＼たいへんであらうと考えますが、しかしいかに困難な問題でありましようとも、一般国民の血税をこの保険に相当負担しておる現状におきましては、ほんとうに公正妥當な対策がすみやかに確立されることを私は切望いたしまして、そのこまかい内容についてはこの際触れないことにいたしておきたいと思ひますが、ただここで私が非常に遺憾に存じますのは、御存じの通り農業共済保険の支払いの上に一番大きな問題は、天候の異変に基づく病虫害の発生の問題でございます。この病虫害の発生に伴ひまして、これの防除の経費について、積極的な防除作業を行ふ必要から農薬とか、農薬を散布いたします器具とかについての処

置を政府としては迅速にとらなければならぬ関係がある。それ／＼相當の処置を今まで講じて参り、またこれを積極的にやることによつて、農業共済保険の政府負担の支払いが非常に削減をされる関係もありまして、この防除、防除の対策については非常な検討をわれ／＼は要すると考へておるのであります。その見地から農林省は確かに二十九年度予算に相当多額の病虫害防除に必要な農薬その他の費用を新規に要求したのではないかと考へておりますが、それが大蔵省の査定で大幅に削減をされたといふことを承つておりますが、大蔵省に対して、当初予算で今申します防災防除の所要経費として何ほ要求されたか。そしてそれが何ほに査定されたかといふことをこの際伺つておきたいのです。

○小倉政府委員 お尋ねでございますが、私その方の直接の所管でございませんで、至急数字を書いたものを御提出するように連絡したいと思ひます。

○井上委員 保険課長、その点は御存じありませんか。

○久米説明員 こまかい数字を記憶しておりませんで、ちよつと申し上げかねます。

○井上委員 これは実に驚いたこととて、農業保険と切つても切れぬこの病虫害の防除対策というものは、非常に重大な關係を持つておるのであつて、病虫害の防除対策、防災対策に年間どれだけの予算を必要としておるか、昨年度のいろ／＼な実績から二十九年度にはこれだけというところについて、大よそ常識的に御存じになつておられなければならぬぢやないかと思ひま

すが、経済局長の方にはそんな報告はございせんか。これは改良局の方の仕事で、わしの方の仕事ぢやないといふことでございませうか。その点はどうぞでございますか。

○小倉政府委員 それは御承知の通り、直接の所管をいたしましては改良局の方の所管でございませう。もちろん問題の性質上、災害補償制度と非常に関連がございませう。御指摘のように農薬の補助につきましては、昨年度と比べて補助額が相當に削減されておりますが、異常発生といふことに備へるための農薬の補助は確かに計上されておると思ひますが、昨年と比べまして特段に減少をしてゐるというところは申すまでもございませう。それからそのかわりとして申しますか、農薬をまく散布機等についての助成は、相當拡充してゐるのじやないかと聞いております。従いまして、この農薬の問題につきましては、災害の起る態様に應じて、農林省としては大蔵省の方に要求して参りたい、こういうことで、予算が削減されたからこゝろは例年のように農薬の補助をしないんだ、こういう方針を農林省がきめておるといふことでは必ずしもございせん。

それから補償制度との關係でございしますが、病虫害の原因によりまする損害が近年非常に大きな部分を占めておりました、共済団体としましては、病虫害の防除に専心せざるを得ないことになつております。これは制度の上から申しまして、人為的に防除のできるものは防除した上での損害を補償するといふことでありますので、共済団体としてもこの点について非常に関心を持つております。先ほど衆議院の農林

委員会の小委員会の結論として申し上げました防災の事業は、実施面を共済団体に一元化するといつた結論が出ましたゆゑも、そういうところにあるうかと思ひますので、私どもとしまして、防災事業について共済団体が積極的に活動できるようなことに、十分関心を持つております。そういう方向の指導をして参りたい、かように存じております。

○井上委員 大蔵当局に伺ひますが、防災事業關係の経費、特に農薬を中心とした経費が、私の記憶するところによると約六億四千万円削減されておるのではありません。そういう多額の削減をいたすことによつて、政府負担の結果においてふえて来る。結果においてふやされたために、防災事業をできるだけやつて、保険の支払いを少くして行くという計画でこれは要求されたものであつたのに、大蔵省の方では微菌の発生を防ぐ経費を惜しんで、病氣になつて入院する費用は何ほかかつてもいい、こういうつもりでございませうか。そこはどうです。

○正示政府委員 お答え申し上げます。非上委員の御趣旨、災害は未然に防止するといふことがかんじんであります。その金を惜しむ結果災害が発生して、農業共済の負担がふえる、国の負担がふえるといふことは、むしろ貴重な金がむだ便になるのじやないかという御趣旨のように拝承いたしました。私どもも原則としてはまさに仰せの通りと考へております。やはり災害を未然に防ぐに越したことはないのではありません。さてこの災害を未然に防ぐ方法として國がどの程度の負担をするか、また農家の方々にどの程度

の御負担を願うかといふことは、おのずから別の問題であらうかと思ひますが、今日補助金というものをどういふふうに出すかといふことが非常に根本的に問題になつておることは御承知の通りでございます。農薬の対象になります。いろ／＼な病氣があるわけでありまして、これが人間の病氣などと比較いたしますと、相當これは手厚い補助が出ておるようにも思われるのであります。私ども検討いたしまして、たとえば人間でありますと、井上委員御承知のように、急性伝染病といふようなものにつきましては、相當これは國が負担をいたしておりました。しかし一般の病氣につきましては、保険とか、そういう制度はございませうが、國が補助するといふようなことはあまりないのであります。そこで農業關係の病虫害につきましても、どの程度のものゝ國が負担して行くべきかといふことにつきましても、いろ／＼考へ、また農林省とも御相談をいたしました。先ほど小倉局長からも申しましたように、今回は散布機といふようなものにつきましては農家の方々が共同にお使いになるわけでありまして、そういうものにはある程度の補助を振り向けたという次第であります。そして、農薬のようなのは、初めのうちは農家の方々はなかなかおなじみになつておりませんで、やはりある程度奨励補助をいたしまして、こういう薬をお使いになることは、病虫害の防除の上から有効でございますといふことを御承知願つていただくと、そしてこれが熟知されまして上に、ある程度農家の方々に自発的

いた。

それからもう一点は、今千葉県の房州沖に六、七千トンの船が座礁しておつて、あそこにはやはり六千トンばかりの麦が積まれて、水浸しになつて、毎日日あれが腐る。おとししか去年か、あそこで大豆が腐つて、貝がみなだめになつた。今度麦が腐れてはいへんだというので、毎日あの海の中から揚げている。あれは横浜へ入港する船であつた。そうすると日本が当然買入れたもので、おそらくカナダあたりから来たものじゃないか、こう思うのだが、この場合はあなた御存じですか。食糧庁で関係した問題じゃないのですか。

○新澤説明員 あとの方の問題は私よく存じませんので、後ほど調べてまして御答弁申し上げます。

○小川(豊)委員 これは麦を六千トンも買入れたのだから、これはおそろしく横浜へ入港するというのだから、日本ですらものには違ひない。そうしてそれが食糧庁で知らないという事はおかしいですね。横浜へ入港するという日本で当然使うのだが、これが水浸しになつて毎日揚げている。こういう問題に対して、輸入商社がどこであるか、幾らで買ったのか、損害がどれだけあるか。その実態を私は知りたい。これは食糧庁で取扱つたのか扱わないのか、この点も伺いたい。

それからいまだ一点、穀物検査協会というのがある。四百、五百人の人が働いてゐるのです。あれはほとんど政府機関のような形で仕事をしておるのだが、予算を見てもらつてゐるものではないのだが、あれは一体どういう構成で、その費用はどういうところから出

ておるのか。この点はどういうことなのですか。あの穀物検査協会という一つの外郭団体だか、食糧庁の中における機関だか私にはよくわからぬが、ともかくあそこには五、六百人の人が仕事をしておつて、穀物検査協会というのだから、別に利益を上げる機関ではない。穀物を検査する。当然これは国の仕事をやつてゐるのだが、一体それはどういふことなんですか。穀物検査協会という機関は何をするために、どんな予算で設けてゐるのですか。

○新澤説明員 先ほどお話がありました資料につきましては、さつそくとりそろえて御提出するようにいたします。

それからただいまの検定協会——検査協会というお尋ねであります。検定協会だと言ひますが、検定協会について簡単に御説明申し上げます。外郭団体という言葉の定義でございますけれども、外郭団体と言へば外郭団体なわけでは、こういう仕事をやつておるわけでありまして、二つにわかれて、一つは国内食糧に関する点と、それから輸入食糧に関する点とございます。国内食糧につきましては、県外からの搬入量は、その県の配給量の半分以上を占めております。府県におきましてやつておるのでございまして、仕事といたしましては、食糧庁が米を卸に売りまして、昔は公団とか、営団がございまして、それに一括して売つていたわけでございます。政府が売り出す場合に全部をプールのいたしますと、日本政府が売りましてから配給に行きますまでの間に、現在におきましては〇・六%の欠減量を見込んでおるわけでありま

す。が大数的に見ますと〇・六という欠減量が全部がカバーできるわけでありまして、個々の卸に売られますものにつきて見ますと、その米が非常に安いところから輸送をされて参りましたとか、あるいは長期間保管されておりましたとかいふような条件の相違によりまして、必ずしも同じように〇・六%の欠減で終らない部分が出て参ります。ものによつては〇・六よりも少い欠減で済むものがあると同時に、〇・六以上にわたる部分があるわけでありまして、そういう個々の欠減量の相違が、以前の公団とか営団でありまして、これを地獄的にも時期的にもブールすることができまして流しておりましたので、別に政府といたしまして何らの措置をしないで済んでおつたわけでございますけれども、ただいまのうちに配給業者が民営になつて参りまして、個々に小さい業者が林立をしております。個々の米に於いては、そのわずかな欠減の増というものを全然無視してしまふわけには行かないわけでありまして、どうしてもそこにクレームが生じます。クレームを何らかの形で処理しなければならぬわけでございます。その場合のクレーム処理に当りまして、実際に受渡しをいたしました政府が、売却をいたしました個々の米俵につきまして、実際どういふ重量であつたか、どういふ品質のものが行つたかという資料を整えておきまして、このクレームが発生しました場合におけるその立証の資料とするわけでございます。そういうような受渡しに際しましての米の量目、品質等の実態を調べまして、記録しておくという役目をその検定協会がいたしてお

ります。それからまた輸入食糧につきましては、輸入食糧が船で着きまして政府に受渡しをいたします場合において、同じようなことをやつてゐるわけでありまして、それによりまして政府が受取ります数量が確定したわけでありまして、もちろん輸入食糧の場合におきましても、大数的にはこれは別途検査機関がありまして、はつきりするわけでございますが、その買いました米がまた個々の袋詰めとなりまして、そのまゝ卸に行くわけでありまして、その個々の袋のこまかい目方、品質の差異というものはつきりつかんでおりませんと、そうしてそれに応じてクレームと、いろいろと政府と売却にあたりまして発生しますクレームが処理できないわけでありまして、そういうような輸入や、県外から搬入されて参りますものにつきまして、ただいま言つたような個々の米についても検査をするという仕事もありまして、その手数料につきましては、それ／＼の関係であります。卸あるいは輸入商社、あるいは日通というところから検定協会に支払うようになっております。

○小川(豊)委員 どうもお聞きすると、穀物検定協会というものは、まるで政府の代行をしてゐるような仕事をやつてゐる。これはあなた方にはたいへん重宝なんですけれども、元は公団なり、営団なりがあつたが、これには何の法的根拠もなく、そうしてこういうものができて政府の代行的なことをやつてゐる。予算面を見ると、補助金等の予算もない。今お聞きすると、これは輸入商社やいろ／＼な方面から負担金をとつておる。どういふ法的な根拠によつてつくられ、運営されてゐるか、この経費はどういうようにして出ているかというのを、簡単にいいです。それからもう一回はつきりお答え願いたい。

○新澤説明員 この検定協会につきましては法的根拠はございません。ただいま申し上げたような仕事をやつてゐるわけでございます。そうしてその直接の収入は検定料ということで、実際に検定を行つた数量に依りまして、一俵当たり幾らという定めをいたしまして、その検定料を検定協会が先ほど申し上げましたように、内地米については卸売業者及び日通から出ております。輸入食糧につきましては、輸入商社から受取つております。

それからさらにつけて加えて申し上げますれば、ただいま申し上げましたように、クレーム処理のために必要な資料を整えておきます機関でありますので、こういう機能を果すものは——どうしても今みたな、政府と民間企業との間に売買をいたします場合には当然クレームを全部政府が無視してしまふわけに参りませんので、やはりクレームが生じて参りましたならば、それに依りまして、それに対応する処置をとつてやらなければならぬから、やはりそれに對する何らかの立証の資料がないといけませんので、そういうために検定協会というものが必要な機能を果しているものという考えで、ただいま申し上げたい。この諸経費につきましては、それ／＼の機関の必要経費という事で、マージン計算等においてそういうものを考慮いたしております。

○井上委員 関連して、問題は、政府

の払い下げる米に、政府が認めた欠減量以上のものがあるかも知れない。そういうものを受取つた場合は、卸業者が末端への配給の上に非常な損をする。だからここで中間的な検定をやる必要があつてこの機関を設けた。従つてそれは、一つは政府の方にも責任を持ち、一つは業者の方にも責任を持つてもらう、こういうことになつてゐるわけですが、そも／＼この欠減を生じることになるものか、買入れの場合には、正規の検査員がおつてそこで品質から量目に至るまでもちゃんと検査をして受取つておるはずで、従つてそれは輸送途中において起る事故でございまして、買入れの場合に正確な量目を押えて買入れおる以上は、卸に払い下げる間において、こういう機関を置かなければならぬほど量目の欠減が非常に多いのでございまして、そこに問題があるのじやないかと、ということ。それから、やはりこのこと自身は、消費者米価がそれだけ負担が重くなるということになりますから、政府が直接任命しておられます検査員と、それからこの検定協会の検査員というものは、一休格的にどういうことになるか。片一方は検査員になるのはなか／＼やかましいですけれども、この検査員というものはそうやかましいくないようですが、その間の事情がもう少し明らかになれば、その間の不足するものを買入れするはずがないのです。量目の不足のないものを買入れたものが、卸屋へ行く輸送途中の期間において、非常に欠減が多いという実績に基いてこの機関が設けられたんじやないか。そうすると、その間の欠減の責任は一体だれが持つんです。政府倉庫へ一齊に買入れ、今度また卸に、政府の輸送計画に基いて発送されて、卸の倉庫へ搬入されるのだからと思ひますが、その間において起る欠減は当然運送会社が持つべきだと思ひますが、消費者負担において検定をして、それで卸業者の損害にならぬように、一つのはこれは中間機関のようになつてゐるには考えられる政府が生産者あるいは輸入業者から買入れます場合は、正確な量目において買入れおるはずですから、それを政府から払い下げる場合、その輸送途中に起る欠減というものは、当然輸送機関がその欠減の損害を補償すべき建前ではありませんか。そうでなかつたら、一体何で莫大な検査員の費用をかけて検査しておられますか。どうもそこがやこしくてさつぱりわかりませんが、その途中の欠減、これが問題じやないかと思ひます。それとも政府の検査員がほんやりして欠減のあるものを買入れおるのか、そんなことはおそろくやつておるはずはないです。少くとも等級をきめ、量目を明確にして政府倉庫に買入れおる。政府倉庫に入つたものは等級にわけられ、かつ量目の正確なものが入つておるとわれ／＼は認定しておる。それが今度卸屋の方へ、政府の輸送計画に基いて参ります途中において、量が生じたというより言ひようがないじやないか。そうなつたら、この輸送した責任を追究して行かなければならぬものになるのです。そこへそういうものを置くことは、どだいややこしくなる。その間どうなつておられますか、そこらをも少し明らかにできませんか。

か。○新選説明員 お話の筋は、たゞいま申された通りであらうと存じます。政府が買入れ入れます場合には、精密な検査をして買入れおるわけでありまして、ですから買入れ入れます場合には、品質、数量は確定してゐるわけですが、そして産地の倉庫で若干期間保管をされて、それから輸送をして、また着地の倉庫で若干期間保管をされて、一般に売却される、こういうことになるわけでありまして、そこで欠減でございまして、欠減という非常に大きな欠減が問題になつてゐるような印象を与えますが、実際にございましては、先ほど申し上げましたように、政府が売りましてから消費者に行く間に○六％一六千分の六なんぞでございまして、一俵当り六十キロの袋に入りました米がわずかに五百グラムか六百グラム足りないというところが、現在米屋さんが買つて来ておる場合におけるクレームの原因になつておるものが現状であります。六十キロのものが五百グラム減るといふことは、特に輸送中に事故があつたといふことでもありませんで、保管中善良な管理者の注意を持ち、また輸送中も十分な注意を払つていても、欠減が生じないとも言い得ない数字でございまして、そういうような関係でありまして、ごくわずかな一俵当り五百グラムとか六百グラムというようなことが問題になるようなことになりまして、従来公同時代は、そういうごく微量の欠減の相違というものは、全国なつておつたわけですが、現在は個々の業者が自分の買取つた米について、一俵五百グラム足りないといふことで、

クレームを申し立てるような現状でございまして、東京の二十八年年度におきますクレームの発生回数を見まして、も、一千回を越えてゐるような事情でございまして、そういうようなクレームが生じた場合には、はたしてそのクレームが正当なクレームであるかどうか、またクレームの原因となりまして欠減がどの段階で生じたかといふことをはつきりつかみますためには、各段階においてそれ／＼検定なり検査なりといふことをやつておらなければならぬわけでございます。現在、政府が買いますときには検査員がやつております。それから政府が発地から送り出します場合には、日通が着買をして送り出してあります。また着地にありまして、日通がまた着買をしてあります。そして着地の倉庫から売ります場合に、検定協会が入つて参ります。そういうような関係で、各段階々々におきます各俵々の量目の実体がはつきりいたしますので、もしその欠減がだれの責任に帰すべきものか、損害賠償を要求すべきものであるといふような事態になりましてした場合にも、

【委員長退席、内藤委員長代理着席】
保管業者に請求すべきものか、輸送業者に請求すべきかといふことは、そういうような各段階におけるいろいろな資料をすべて準備いたしておいて、はつきりするわけでございます。さういふ意味合いでこの仕事をやつておるわけでありまして、
○井上委員 ただいまのお話を承つておきますと、大体○六以下の場合には、普通の常識的な欠減といふことで、それは問題にせずそのまま来てお

るといふのですね、問題はそれから上であらうと思ひます。上のものが損害が大きいからということになつて文句を言うて、正確な量目を検定してくれといふことになつて来るだろうと思ひます。従つて○六以上の欠減が全体の売渡の上においてどのくらい出ておられますか、今までやりまして中で、お調べになりました資料をこゝへ御提出願ひたいと思ひます。
○小川(豊)委員 これは長官にお尋ねした方がよいと思ひますが、あなたの方では、昭和二十八年十月十日から三回にわたつて保安隊に、藁子用といふて碎米を五百トン払い下げておるので、この問題は、先般お聞きしたときに、調査機関をつくるという話であつたのですが、尋ね漏れがあるのでお尋ねします。あなたの方ではわからないやうが、保安隊の共済組合本部長木村篤太郎という名前が出ておるが、この指定するものとなつておるが、この木村篤太郎というのは、おそろく保安庁長官の木村篤太郎だろうと思ひます。この共済組合本部長といふのはどういふことなんですか。あなたの方は保安庁の問題ですからわからないと思ひますが、そういうことはあつたとして、ただ五百トンの碎米を藁子用として払い下げられてゐる点でお聞きしたいのは、この払い下げられた碎米が業者——木村篤太郎の指定するものだから、これは業者である、この業者に払い下げられたものが横流しされてゐるという問題である。私のお聞きしたいのは、どういふ業者に横流しされて、その業者がどこへどれだけ流したかといふことで、これは当然あなたの方でもわかつてゐるのではないかと、わかつて

なければほかの機会にお尋ねします。
それともう一つは、これは業者だけではなくて、保安隊の中にもその関係者があるとは聞いています。そこで、そういうことがあつたかなかつたか、単に業者だけであつたのか——これは業者だけではできないはずだ。保安隊の莫子用に行つたんだから、保安隊の了解を得なければよそへ流せるはずがない。従つて当然あつたということが想像されるし、私はほかの問題でそういうことがあつたということを聞いております。しかし、これはただ聞いた話ではいけないから、あつたかなかつたかというところをお聞きしたい。あなた方は、保安隊の関係者は、検査庁ではないからわからぬかも知れないが、とにかく横流しされたという事実、その業者がどういふ業者で、幾ら流されたか、そのくらいはおわかりになると思ふ。

○新選説明員 ただいまの件でござい
ますが、業者に対するお下げ数量は、たしか保安庁に対するお下げ数量としてお手元に差上げてある資料の数量が、そのまま指定業者に払い下げられたというふうに考えられてさしつかえないと存じます。そのうち幾らが横流しされたかということ、また保安隊の内部でこれに関係のあつた人がいるかどうかという件でございしますが、私どももいろいろ横流しがあつたということ、また保安隊の内部に關係者があつたというようなことを間接的には聞いておりますけれども、直接私ども調べたわけではございませんから、これは私の方から正確な答えとして申し上げることができませんので、御了承いただきたいと思ひます。ただそういう話があ

つたことは聞いております。
○小川(豊)委員 こういふ事実があつたことを会計検査院の方では調べたかどうか。調べてあるならば、その調べた結果はどうであるかということをお聞きしたい。

○小峰會計検査院説明員 碎米の横流しという案件につきましましては、今会計検査の上で問題になつておりません。黄粟米の横流しというようにことが和歌山で問題になりまして、これは検査報告にあがつております。

○井上委員 この際、ちよつと会計検査院にお調べ願つて、もしおわかりでしたらお答えを願ひたいし、まだ調べてなければ調べて来ていただきたいのですが、食糧庁は二十七年年度において、ポンド地域からイラク大麥を輸入してあります。このイラク大麥を全部飼料として、われ／＼が想像する以下の値段で払い下げてあります。これはもうすでに過年度に属する分でありますので、会計検査院ではお調べがあつたことと存じます。これはどういふようにお調べになつておるのか、妥協な

お下げと考へられておるか、それをひとつ御報告願ひたいとともに、いま一つ、ただいま問題になつております碎米について、先般農林省は、労働省の労働基準局長の申請に基いて、労働用のせんべいをつくるということとで一千トン払い下げられました。この一千トンのお下げ申請者は労働基準局長になつてゐる。そうした場合は、現物は当然、申請者たる労働基準局長に払い下げなければならぬはずですが、それが労働基準局長が指示いたします第三者である業者に払い下げられておるといふ問題が今起つております。かような

やり方というものは、一体妥協な行政的なやり方であるかどうか。と申しますのは、もし他に必要な局があつて、その局が口ききで、どの団体でも業者でも自由に政府の所有してあるものを払い下げできるということになりまして、場合、ここにいろいろ問題が起つて参ります。私は当然申請者自身にそれを払い下げるべきであらう、こう考へますが、そういうことは行政上違法でないかどうかということについて、会計検査院はどう見るかというこの二つをお尋ねしておきたいと思ひます。

○小峰會計検査院説明員 二つの御質問のうち、まず第二点からお答えいたします。これは外国から輸入しました碎米であります。千トンほどをあられの原料に最近払い下げるという話は聞いております。ただ契約の相手方が労働基準局であるかどうかという点につきましましては、まだ確かめておりません。普通はあつせんをいたしまして、も、契約の相手方は実際の業者なり何なりになるのが一般の例であります。この場合はどうなつておるか、まだ私どもの方に資料が出て参つておりません。

それから第一点であります。イラクの大麥につきましましては、昨年二十七年度の検査対象として私どもの方で取上げまして、八万五千トンほどを輸入しております。これが三十四億八千万円、非常に大きな輸入なのであります。これが非常に品質が悪かつた、こ

ういふことで、先ほどお話がありまして、一部飼料にまわつております。飼料にまわりましたのが千五百九十三トンであります。これは一万九千二百円から二万三千円見当で売られてお

るのであります。これは非常に安い値段であります。それでこのイラク大麥全体、単に飼料用だけでなくて今の八万五千トン、三十四億というものの買ひ方がまづかつたのじやないか、かういふことで、二十七年年度の決算検査報告で批難いたしました、すでに国会にお出ししてあります。

○井上委員 いま一度伺ひますが、申請者がかういふものをかういふことに使つてからこれだけ払い下げてもらいたという申請をいたしましたならば、当然その申請者に払い下げる手続をとるのが正當なやり方じやないのですか。申請者が他に業者を指定して、この者に払い下げてもらいたというようにしてつつかえないとあなたの方ではお考えになつておりますか。

○小峰會計検査院説明員 申請者とおつしやるのであります。官庁があつせんをして業者に特定の物を売るといふ例は、相当にございします。ことに食糧などは御承知のように完全統制品でありますから、だれが申請者——普通文字通りの申請者でございしますと、これが契約の相手方になるというのが普通であります。今の点実はまだ私ども資料も手に入れておりませんし、はたして文字通りの申請者と見ていいか、あるいは単にあつせんをしたにすぎないかというのを妥協か、かういふ点についてはおちよつとまだお答えいたしかねます。

○井上委員 このお下げに關連しまして、あなたの方では価格問題について相談を受けたはずですが、このお下げは実を申しますと、昨年度末の安い価格でお下げをしてくれという要求があつ

たが、しかしかういふ用途に使うものにいわゆる国庫負担による差益金を持たすといふことはよくないといふことからして、いわゆる正常な価格で払い下げるということをおあなたの方は指示したか、あるいは了解したか、ともかく一応あなたの方に相談をされたことは事実である。ところが他ののり用その他のお下げは安い価格で払い下げておるのをあなたの方はそのままほつておくつもりですか。食糧として払い下げた分は、たとえば代替食糧としてこれを払い下げるのかいふならば、これは安い価格で払い下げるのが当然と考へますが、貴重な外貨を使つて食糧として輸入した分を他の用途に払い下げる場合は、当然今問題になつております千トンの分と同様の価格にすべきであらう、かように私は考へますが、他に安い価格で払い下げた分について、あなたの方はどういふ解釈をされておられますか。

○小峰會計検査院説明員 碎米の一千トンのお下げ問題につきまして、私どもは農林省の当局から相談を受けたのであります。これは今井上さんお示しの通りであります。価格についてどの価格を適用しようという指示は一切いたしておりません。これは私が農林省食糧庁の当局とお会いして御返事したわけでありまして、これはどの価格でやるべきだといふことは一切指示しておりません。ただちよつとまだ問題の経過中に、価格が改正になりまして、ただお下げを受ける方として安い価格を希望するのは当然であります。一般の取扱ひといひまして、もうすでに旧価格は消滅してしまつておるわけでありまして、かういふ場合には、新価格

で行くはか道がないわけでありませう。昔の価格がなくなつてしまつておるわけでありませう。私どもの方としては、この物について特に古い価格で払い下げる、旧価格を生かす法はないじやないか、新価格で行くより手がないじやないかという事を申し上げたのは事実でありませうが、私の方としては、この価格で払い下げるという事は一切言つておりません。

それからこのりとか、その他を引合ひに出しておられますが、これは別の価格の規定があるわけでありませう。この規定によつて払い下げるわけでありませう、主食の方の価格が上つたからといつて原材料のりを用ひ払い下げるのは原材料と言つておられますが、原材料に払い下げるものもそれに追隨するかどうかといふことは別問題でありませう。別の方の価格の規定があるわけでありませう、この規定によつて払い下げておるはずでありませう、それによつては、私どもとしては文句を言う筋じやないわけでありませう。どうぞ御了承願ひませう。

○柴田委員 私に財政的な問題に關しては、いろいろ伺ひたいと思つておりましたが、でき得れば大蔵大臣、通産大臣等にも御出席願ひしたかつたのであります。お見えになりませんが、幸い植木次官がお見えになつておられますので、伺ひたいと思ひます。大蔵省の御方針の一つでございませうが、財政を非常に緊縮いたしまして、一兆円予算で、たとえば一兆円予算のわく内におきまして緊縮政策をとつておられる、そういったしまして、その一番大きなしわ寄せは金融面にこれを吸収

されておるような感を深くするのであります。こういうように金融面だけを引締めまして、日本の物価の状況をいろいろの面から見ますと、上昇の一面をたどつておる。それから大蔵省自体が、反面今度は、たとえば物品税のごときも、改正々々と申しましてほとんど改悪に逆行しておる。こういう一連の状況を総合いたしますと、どうしても私ども納得ができないのであります。こういう点で、はたしてこの金融の引締めだけによつて日本の物価水準を国際価格と並行できるとお考えになつておるのかどうか、この点をまず承りたいと思ひます。

その次に承りたいことは、滞納の状況であります。常に税制の改革をいたしますと、安くなつて来ることはなく、新しい税金、新しい税金と発案されておるのではありません。われわれがほとんど知らない間にいろいろな物品税がたくさんになつて来ております。そして反面滞納の状況を資料で拝見いたしますと、非常に大きな滞納が残されておるのではありません。たとえば二十七年から繰越しました源泉の税金、申告の税金、法人税、酒税、物品税、その他の税金といふものを計算いたしますと、莫大な件数と莫大な金額になつておられます。そういったものと、新規に生じたものと、大わらわになつて処理された、たとえば自殺者を出しますような深刻な徴税方法によつておとりになつたでございませうが、こういう処理をやつて、最後に差引いて残された滞納の件数を、私は今そばんをとつてみたのであります。六千二百六十六件で、一千六十四億四千六百万円の滞納が現実に残されている

状況であります。こういう状況を判断いたしましたして、大蔵大臣の代理として次官が日本の経済というものをどういう形においてなさうとお考えであるのか、承りたいと思ひます。

○植木政府委員 第一点の御質問は、金融政策のみで一体今後の財政経済の運営がうまく行くかと思ふかという御質問と拝聴したのであります。政府の今日考えておられますいわゆる日本の経済、最近においていわれる国際収支が非常に悪化して参つた。この現われをどうして直して行くかといふことについて、これは申すまでもなく財政の上でもいわれる一兆億円予算という緊縮の方針をとり、金融の面でもできる限りいわれる緊縮の方針をとりまして、そして物価がなるべく引下つて、そして日本の輸出が伸びて行くようにという考え方でやつてゐるのであります。しかしこれらの金融政策と財政政策だけでやれるかといふことは、これは決してそう考へてゐるのではないのであります。それ、各省の行政の面におきまして、十分にこの政府の方針を体した施策をそれ、やつていただかなければならぬ。たとえば貿易の面におきまして、通産省の方ではそれぞれ施策を考へていただくと、あるいは農林省の面では食糧の増産その他大いに努力していただくと、少しでも輸入食糧を減すとか、いろいろの施策があると思ひます。産業全体について、合理化のためにいろいろ政府の手を貸さなければならぬ点もございませう。

あるいは民間がそれ、自発的に創意くふうをしていただいて、それに政府がなるべくでき得るならば援助の手を差延べるということもしなければならぬと思ひます。それらの各省の行政各般にわたつて、みんな同じ方針に向つて、それ、適切な施策を立てて行く、かようにいたしたいと考へる次第であります。

第二の問題の滞納が非常に多い、これに關連して一体税制の改正その他の今度の施策の面においてどう考へるかという御質問と承りました。滞納はなるほど御指摘のように、現在金額が相当多額に上つております。これは近年におきましてのいろいろ経済上の推移のために、相当一件あたりの金額の大きな滞納がありまして、しかもこれが、諸般の滞納手続をいたしまして、滞納処分完了に至るまでのことができておらぬ、こういうことがあります。それで金額が非常に張つてゐる、こういうふうな思ひであります。御指摘のように、ときに手続が苛酷に失す、あるいは不十分であつたがために御迷惑をかけてゐるという向きがあるやのことと、新閣紙上で見ておられますが、これは税務官吏全体に對して十分そうしたことに対しての注意を与えながら、円滑なる手続をして行くように進めたい、かように存するのであります。

○柴田委員 この物価政策でございませうが、東京卸売物価の比率を見ますと、たとえば二十七年十二月を一〇〇といひまして、二十八年三月は一〇二・五、二十八年六月は一〇二・八、八月は一〇四・三、十二月は一〇五・四と、このように卸売物価ですらも一箇年の間に五%の値上げを見ております。こういう歩みが今後進むであらうといふことは、たとへばいろいろの

物品税等の改悪によりましても考へられまして、長年あれを堅持して参りましたNHKの聴取料ですらも、三割増の値上げが大体決定してゐるような状態でありませう。次に参りますものは電力料の値上げであらうし、あるいは貨物運賃の値上げが必至であらうと考へるのであります。こうしたやうな状況である。それにもかかわらず、たとえば奢侈消費品といふやうな国民大衆あつて反対してゐるやうな税金です。これなんか、そういう状況でどん／＼と新しく出て参りますと、物価水準といふものはますます／＼高速度な勢いをもつて上つて行くおそれをおわれ／＼は懸念するのであります。こういう反面に、ただいま申しましたやうな金融政策の引締めだけによつて物価水準を押えようとする政府の考へ方は、あまりに甘過ぎやしないか。今度は金融面を見まして、たとえば十一大銀行の預金と貸出しの比率を調査いたしますと、決してオーバローンが解消しておらない。預金の実態から見ました場合に、決してオーバローンは解消してゐない。ひとり中小企業にのみいわゆる緊縮政策といふものがしわ寄せられてゐるという現状であります。十六国会におきまして中小企業公庫が新しく生れましたけれども、百億をこ／＼の融資よりやつてない。国民金融公庫の状況を見ても、昨年度から見まして何ら見るべきものはないのであります。三百億をこ／＼の融資以外にやつておらぬのであります。こういう現実の状況を私どもも見ました場合に、たとえば総合的な物価政策といふもの

樹立をどういうお考えでお立てになるのか。それから次には設備資金の抑制というようなことも盛んに口では唱えられておりますけれども、現実はその通りに即していない。あるいはまた金利政策に関しても、弾力性を持つた方方策を講じなければならぬというりくつは一通り立てられますけれども、これらに対する方策が政府当局にあられるかどうか。こういう点をもう一度承りたいと思います。

○植木政府委員　政府といたしましては先ほど来申上げます通り、決して金融政策のみをもつて物価の引下げが可能であるとして考えておらないのであります。御指摘の通りでもあり、また、御意見のようでもありますが、いわゆるNHKの料金の問題にいたしても、あるいはその他の間接税の引上げの問題に対しても、それはそれととしての税制上のやむを得ざる措置に出たものでありまして、このために若干物価の上向きになる部分もあるうかと思えます。しかし他面において、政府の施策全体を通じて、何とかしてこれが下向きになつて行くように期待をして、その施策をできる限り研究して進めて参りたい、かように思つてゐる次第であります。

○柴田委員 たえばただオーバー・ローンだという言葉だけを申しましたが、現実には二十八年の十二月末日で、預金は十一大銀行で一兆二千八百五十億でございます。これが貸出しの全額は一兆四千三百七十七億でございます。こういったしますと、約千五百億というオーバー・ローンが現実にはここに見受けられるのであります。そのほかに、十一大銀行以外にもちろん地方銀行、

もございましょうし、あるいは商工金庫、相互銀行等もございましょうが、これらの一例を見ましても、たとえば相互銀行、あるいは地方銀行という小さな銀行に対しては、大蔵省も、あるいは日銀当局も辛辣な方途をもつてオーバー・ローンの解消を強要しております。あるいは指定預金の引上げ等もまったく残酷な方途をとつてゐる。われ／＼は前の委員会におきまして、このいわゆる指定預金も何とか地

方銀行、あるいは相互銀行等にはかつてもらいたいという決議案を提出しているはずであります。こういう面に対しては、さらに施策の何ものも見受けられない反面に、たとえば關東銀行の今問題となつてゐるような、造船融資というものは、莫大な金額に達している。しかももう返還期が到来している金額も二百数十億に達しているものであります。これに対して、返済はただの十億そこ／＼であります。こういう大企業に対してのそういう放漫な状態を、銀行局長は何で放任しておくのか。地方銀行等の貸付につきましては、中小企業者に融資いたしますものも、検査官は嚴重な検査をおやりになつておるはずであります。そうした場合に、ひとり造船のみに対し

ましては、期間が到達したものが何十分の一も回収になつておらぬものを、そのままに放置しておる。あるいはまた大銀行が造船に融資いたします場合には、みな三〇%の貸付をやるという証明書を発行しております。この証明書を発行いたしました当時の大銀行のバランス・シートをわれ／＼が検討を加えてみますならば、三〇%を貸し付けるといふ証明を出したとき、すで

にその銀行というものは莫大なオーバードローンをやつておる銀行であつたはずであります。こういう状況を見ますならばこの造船疑獄の根本の原因は大蔵省にも大きな責任ありとわれわれはいわざるを得ない。あるいは日銀當局にも重大な責任がある。ひとり当局の開発銀行の小林中総裁を追究すべき問題ではない。一貫した金融政策の誤りがあるという問題を生じたものであるとわれわれは言わざるを得ないのであ

ります。こういう点に對しまして、専門家であられる銀行局長から、率直に
お答えを願いたいと思います。

○河野政府委員　大銀行と申しますか、都市銀行における預金と貸出しの比率が、いわゆるオーバー・ローンの状況になつておる、これは御指摘の通りであります。私どもは、今柴田委員から御指摘のように、地方銀行とか、そういう地方にあります金融機関に対する行政上の監督なり処置なりと、都市銀行に対するそういう事柄を區別して扱つておるという事實はまつたくございませぬ。現に私どもは、都市銀行に對ししても、去年の暮れに検査を実施いたしております。地方銀行に對して検査を実施いたしますと同じような頻度において、同じような立場か

ら、検査は嚴重に実施いたしております。なお都市銀行のオーバー・ロインの状態が、その原因については意見はいろいろありましよう。また今後の推移について、これをどうして行くかという問題についてもいろいろな考え方はあるにいたしても、そのこと自体が決して私どもは健全な状態、あるいは満足すべき事柄であるとは毛頭考へておりません。これらのオーバー・

ローンの解消問題につきましては、これまでいろいろ／＼な形で努力して参りまして、申しましたし、大蔵大臣もたび／＼財政清濁論を説その他で皆様方に申し上げております通り、市中銀行の日銀依存度というものをしてできるだけ脱却するような方向に持つて行くという努力は、従来から私どもといたしましては全力をあげて参つたつもりでありますし、これらの方策の一つとして、いろいろ／＼な観点から、ある種の措置をしてはどうかとい

うことが検討もされておるような次第でございます。これらの問題につきましては、さらに十分なる検討を要するとは思いますが、都市銀行に対して非常に甘い考え方もつて臨んでおる、あるいは大企業に対する金融について非常にルーズな取扱いをいたしておるというようなおしかりを受けることは、少くとも私どもは、主観的にはそういう考え方で問題を扱っておられないことは、これははつきり申し上げられたいと思えます。また客観的にもできるだけそういうおしかりを受けないような方途で私どもは考えて参りたいという努力はいたしておりますが、その努力について皆様から十分に御満足をいただけるような結果になつていないかもしれません。その点については、お

○春日委員 国民金融公庫法の一部改正法律案に関連をいたしまして、ひとつお伺いをいたしたい。その前に私が局長に申し上げたいことは、あなたは中小企業金融に対してはなほだ熱意が低調であるというよりも、むしろ冷酷無感ではないかと思われる筋が非常に

多いと思う。このことは、先般この問題を憂えた本委員会が、特に一日の貴重な時間をさいて、中小企業金融機関から、当面しておるところの金融情勢から、一般について公述を求めたことがある。そのときにあなたは、そういうものが開かれるということは、公報にも載っており、植木次官は御出席になつておつたのだから、あなたが御存じないはずはない。そういう得がたき機会に御出席すらない。もう何で

もよいからかつてにやつておれ、おれはおれの方針でやるんだという態度、今あなたの言われた客観的な一つの姿を見せておられる。私は、現在の中小企業金融がいかに行われておるか、この現実の声を聞くことのために、あなたは万難を排しても来なければならぬはずなのに、そういう貴重な機会を逸せられるというようなことは、これはあなたの本心が、中小企業金融に対しては何らの関心も示していない証拠であると思う。本日もなかでも、私は朝からあなたの出席を求めておつたのだが、どこへ消えてしまつたのか現われて来ない。少し貴重な質問をしようとするときには、もう時間が過ぎてしまつて、簡単にやれ、簡単にやれということになつてしまつておる。どの程

度あなたに感動を与えられるか、反省が与えられるか、私は確信がないようなことになってしまった。従つて国民全般は、あなたが中小企業金融に対してはなほ冷酷な人じやないかという考え方の上に立つて物事を見ておるので、そうでないならばそうでないように、そうであるならばそうであつてもしかたがないが、心してひとつ御答弁を願ひたいものであります。中小企業

金融対策に関する件という議決が本月十六日に本委員会においてなされた。その案件はあなたのところへ御送達されておるのであるが、問題は、中小企業というものは、金詰まりで破産、倒産毎日続出、こういう状態に向つて行つたならば、ゼネラル・パンニックといふことすら心配されておる。従つて政府は、この際何らかの施策を講じて局面打開のために善処しなければならぬと思はれる。そこで本委員会は、とりあえず指定預金の引揚げ中止と新規預託を行つて、この金融梗塞を打開しろという議決を行つて、政府にこれを送達したのであります。ところがすでに旬日を経た今日、この問題についてはまづたくなしのつてであつて、何らの返答があるわけではなく、また何らの施策が講じられたわけでもない、あるいは講じられようとしておるのか、まづつきり見当がつかない状態であります。あるいは最近の資料によりますと、倒産会社の資料がここにあるのですが、これは現在のところ、とりあえず幾種関係の商社の分だけを調査の便宜上ここにそろえてみたのだが、これによると、破産、倒産したものの会社は資本金一千万円以上のものだけで、一月から三月までの段階において、二十七年は四十七件であつたものが、二十八年は六十七件になつておる。昨年度すでにその危機の徴候が見えておる。本年度になると、さらにこれが激化して、すでにこれが百七十一件となつておる。二十七年に比べて三・六倍、二十八年に比べて二・五倍、こういう状態になつて来ておる。これは幾種専門の調査機関である東京信用交換所の調査資料で

あるから、信用できるところの資料であると思う。こういうようなくぐいに不渡りとか何とかいふ問題ではなく、もう現実にはじやん／＼店をしめて行くのです。あなたの方の批判によれば、これは不健全経営だといふような批判もあるであろうが、かりにこれらの犠牲者たちが不健全経営のためにみづから落ちるところへ落ちたとおるのも、やはり有機的な関連を持つて、手をあげなければならぬ。俗にいう将棋倒しであります。これは他の資料によつて、東京手形交換所、大阪手形交換所、名古屋、福岡等の資料もいろいろ調査してみたのだが、これはやはり昨年同様に比べて、その不渡りのパーセンテージは特にふえておる状況であります。これをどうしてもこの中小企業のために、金融政策を通じて、何とかこの局面を救済することのためには、出なければならぬ。はうつておいたならば、大きな問題を惹起する心配が私にはあると思うのです。

そこで私は河野銀行局長にお伺ひいたしたいことは、先般本委員会が委員会の決議をもつて送達したこの決議、これを一体どういうぐあいに取扱つておられるのであるか、また最も近い将来に、これがどういふ形になつて現われて来るのであるか。少くとも国会は、国権の最高の機関である。あなた方は、国会の言うた通りやつてもらへばいい。あなたがどう思つておられよう、こゝろ思つておられようと、そんなことはわれ／＼の関知したところではない。われ／＼国会が決議した、国会の意思のある通り措置してもらへばいい。国会は、中小企業ははなはだ金がいり、これを救済するために、指定預金の引揚げ中止と、それから新規預託をしるということを決定したのであります。だからこの決定したものに對して、どういふふうにあなたはこれを執行せられつあるか、まずこの点を承りたい。

○河野政府委員 おしかりをいただきます。本日も実はお呼び出しをいただきまして、本日も参議院の大蔵委員会でもうと手が抜けません、あちらが済み次第は伺つたようなわけでありまして。しかし弁解をいたすつもりはございません。非常に申訳ないと存じております。

お尋ねの十六日に当委員会において御決議になりました指定預金に関する件であります。十分拝承いたしました。結論を申し上げますと、御決議の趣旨はできるだけ私どもとしても尊重して参りたい。しかし、現在たゞいましただちにどういふ具体的な措置をする。たとえ指定預金何をしをただちにいたすとか、あるいは現在まできめて参つておられます指定預金の引揚げの計画、これは御案内のように、先般当初の計画を相当大幅に緩和して、年度一ぱいでありましたものを、ことしの九月末までにならして引揚げることにしておるのであります。この計画を中止するなり、あるいはさらに延期するなりというやうな措置を、現在たゞいましただちに決定をいたす段階にはまだ来ておりません。今後とも事態の推移を十分に見きわめまして、御趣旨の点については、十分に遺憾のないやうに善処したい、かように考えておる次第であります。私どもは現在の事態、あるいは金融面からだけでなしに、経済全体における企業の状況というものは、決して容易な状態でないことは、今春日さんから御指摘の通りだと思ひます。ただ私はこれらの問題について、今お話のありましたやうな、いわゆるゼネラル・パンニックといつたふやうなことが近い将来に起るとは私は考へておりません。またそういうことは起してはならぬと考へております。ただ問題は、だからといつて現在の事態が決してなまやさしいものではない、こゝとを申し上げておるのではないのであります。政府がとつておられます現在の経済を建て直すための財政なり金融なり、その他経済全体にわたる万般の施策の方向、この方向の基本的な考え方というものをかえなければならぬやうなところまで事態は来てない、私どもはかように考へておる次第であります。従ひまして、この方向の範囲内において、これらの個々の事態につきましては、できるだけその実情に即した施策なり施設といふことは考へて参らなければならぬと思ひますけれども、今申しました私どもの考へております方法と申しますか、政策の基本をかえらうというやうなところまでは、私どもはまだ現在の事態は来るとは考へてないやうな次第であります。その点につきましても、しかし今後の事態の推移につきましても、十分に私どもも関心を持つて見守つて参りたい、かやうに考へておる次第であります。

○春日委員 現在置かれておるこの金融恐慌の状態がどの程度のものであるかという判断、これはなるほどあなたにはあなたの資料に基く判断がある。しかしわれ／＼はまた別の立場に立つてこれを判断する。従つてこれは主観的な問題で、水かけ論に終るから、私はあえてこれは問わぬが、しかしいろいろな経済評論家たちが述べておる意見というものは、このやうなことを述べられておる。この意見もあなたが含んでその結論に立つておられるならばさしつかえないが、そうでないならば、あなたのお考えの一つの資料としてお聞きいただきたい。現在こゝろふやうな破綻を来しておるの、不健全経営のものがその犠牲に上るといふ一つの初歩の段階です。ところが一社が墮落すればその債権者数社がただちに影響を受ける。いわゆる連鎖的反応を受けるというところは、これは経済上の必然的な一つの基本であります。従つてこれは、京都の山崎誠商店の整理によつて、藤村商事、松宮商事、旭商事、それから丸三商事、こゝろいふやうなものがその翌日店をしめて、整理に入らなければならぬ。すなわちこれらの健全な商店も、さういふ不健全とおぼしき商店から受取つておつたところの形が不渡りになれば払えないという形で、健全経営の諸君が倒れて行く。さうすればそこと取引のあるところの諸君は、やはり連鎖反応を受けて、これがまた同時に整理に入つて行かなければならぬ、こゝろいふ状態である。そこで結局金融引締めが不健全、不合理な経営をしておるものだけに、たとえ大抵四月、五月ではないかと思はれる。こゝろいふこととこの間中から一般経済評論は言つておる。私は四、五冊の評論雑誌を読んでみた

が、いずれも同じような診断を下して
おる。現在機軸関係ばかりではなく
て、倒産のうわさがあるのは、本日の
朝日新聞にも日平産業の問題が報道さ
れておる。あるいは大企業の日平産業
のほか富士越産業があり、日本物産
等もすでに危機寸前のところまで到達
しておるということがうわさされてお
る。これでもなおかつあなたの方は、
まあ大したことはないというふうにお
考えになつていらつしやるならば、そ
のような船頭に船をまかしておく国民
の不仕合せ、あるいはその危険とい
ふものは、思うにだにあらわを生ぜ
しめるものがあるであらう。この
問題について、これは政治家の責任に
おいて植木政務次官はいかに考へてお
られるか。あなたは先般本決議案が採
決されたときに、これは福田繁芳君の
態度もあつて、この決議は十分尊重し
ますと云ふことを、語氣を強めて答弁
しておられたが、この問題についてあ
なたはどのような尊重した氣持を、そ
の實際的執行の上に現わしておられ
るのであるか、この機会に御答弁を願
いたい。しこりして私が述べたよう
な、あるいは金融の危機、これはわれ
が単なる一つの資料やそういう雑誌の
評論を拾ひ読みしてここで申し上げ
おるのではなくて、われ／＼国会議員
の中では、あるいはそれ／＼の政党内
のごとくにきびすを接しておる。そこ
でわれ／＼は国民の声をここに反映さ
せておるのであるが、こゝろいうよう
な産業経済の危機の上に立つて、なお
かつ、まあ大したことはないでしよう
という考へ方を持つておる河野銀
行局長に日本国の金融行政の全般をゆ

だねておいて、あなたは危険を感じら
れないかどうか。いずれにしても、先
般この決議に対してあなたは尊重する
と云つておられたのだが、どんなぐあ
いに尊重しておられるのであるか、そ
の尊重のしぶりをひとつ伺いたい。

○植木政府委員 先般の御決議に對し
ましては、さつそく部内におきまして
事務局が集まつて、今後どういふ
うに善処をすべきかという問題につ
いて、さつそく研究いたしております。
経済界の推移に對して十分目を見
張つてゐることはもちろんのこと、
この際政府の基本的な引締め方針に
何らかの変更を若干でも加ふる必要が
あるかどうか、かりに基本方針を動か
さないにいたしたとしても、今後この情
勢がさらに展開するかも知れないが、
その場合に一体どう考へて行くべきか
といふこと等につきましても、鋭意研究
を重ねてゐます。しかしながら今ただ
ちにこゝろいうことをいたしたまはし
ようといふことを申し上げる段階になつ
ていないことは、先ほど銀行局長からお
客えを申し上げた通りの状態でありま
す。しかしそれだからといつて大蔵省
がのん気にかまえてゐるとか、のほほ
んと見のがしてゐるといふのじやない
のであります。非常に苦慮いたして
おります。さういふ御了承願ひたいと
思ひます。

○春日委員 ただ原理原則の探求をし
ておられるような氣配で、まことにも
つて残念し／＼に存じます。今の金
融の病をいやすのにどういふような医
術を試みたらいいか。たとえばお医者
さんの學問には病理學もあるが、ま
た臨床醫學もあるだらう、今國民がけ
がをして出血してゐるのに、これは病

理學的にはどんなものであらう、血液
型がどうだどうだといふのでなく、や
はり出血をとめるためには繃帯を巻か
なければならぬ。とにかく臨床醫學的
な措置が今こそ必要ではないかと思
はれる。銀行へ行つても金が借りられ
ない。なぜか、金がないからだ。なぜな
いのだ。政府が指定預金を引揚げたか
らだ。だから政府が指定預金を中小企
業の金融機関に預託すれば、とりあ
えずその出血は一部とまではありませ
んか。これによつて完全治療ができ
るか。どうかは後日の問題であります。
しかし今はだら／＼と血が流れて、ほつ
て置けばその人は死ぬかも知れない。
病理的原理原則はどうであらうとも、
とりあえず繃帯を巻いて、出血をとめ
る臨床的措置といふものを、政治家的
良心からいつてもなすべき義務がある
と思ふ。

さらにあなたに申し上げたいこと
は、今銀行局長の答弁によると、新規
預託のことについては一言も触れては
おられなかつたが、現在預託してある
ものを引揚げる方針で、これをひとつ
やめて見ようかと相談をいたしてお
ります。こゝろいう話です。しかし本委員
会における決議は新規預託をしるとい
ふことを明確にうたつておる。(藤枝
委員「預託しろとは書いてない」と呼
ぶ)ただいま自由党の藤枝君は、新規
預託はないと云つておるが、それは違
う。決議案を文字通り読んでもらわね
ばならぬ。かつてに判断したり、ある
いは自分の好きなやうに獨善的な見解
を加へたりするやういふ余裕はこの決
議案の中にはない。たとえば現在預託
しておる「指定預金の引揚げを延期す
る」とあつて、現在預託しておるもの

の問題は前段で終止符が打たれてお
る。そして後段においては、「預託
その他臨機適切な対策を実施せられ
るやうに」といふやう、前に前段、後
段にわたつて、現在預託しておるもの
は引上げを延期する、しこりしてな
お足らざるものに対しては臨機適切な措
置を講ずる、従つてこれをあくまで尊
重するとなつたのははつきり言つてお
る。なおまた自由党の諸君だつて、預
託することに反対だつたらなぜこの決
議案に反対しなかつたのか、この決議
案に對して満場一致で賛成しておい
て、今その字句に對して難くせをつけ
ることが多きは言語道断、卑劣きわまる
ことだ。(発言する者多し)委員長、
やしが多くて謝罪が十分せまされんか
ら、退場を命じてください。

○内藤委員長代理 私語を禁じます。
○春日委員 そこで、さらに一步を進
めてお伺いをしたいのは、現実の
問題として、今省議を開いてこの問題
を虚心に検討しておると言ふ。植木さ
んは、最初政務次官におなりになつた
ときは、愛知さんに比べて大分たるい
のじやないかと思つた。ところが三箇
月間協力してゐる／＼審議をして来る
と、なか／＼あなたは素朴で純真で、
みんながあなたを見直して来て、今や
信望が次第に集まらうとしておる。そ
こでこの問題に對してあなたがほんと
うに真剣にどの程度努力されておる
か、口先だけではなく、ほんとに執
行面を通じて、あなたの人柄と政治的
責任感のあるところをひとつ示して
もらいたい。新規預託をいかにするか。
この点をこの機会にお伺ひしたい。日
本社会党は、この問題を重視してお
るが、数日前大達文部大臣が本会議にお

いてどういふ國民の非難を受けられた
かといふことは、御記憶に新しいこと
であらう。設備からいへば、大蔵大臣
をやがて同じような血祭りにあけなけ
ればならぬとすら考へておるが、一に
かかつてこの問題が契機になると思
ふ。この問題に對してわが党はずで
国会対策委員会でも再三検討を加へた結
果、この決議に對する大蔵省の出入を
まつて、その態度に出なければならぬ
場合もあるやうかと考へておるのです。
従つて大蔵次官はこの問題に對して、
一体どういふ処置をされるのである
か、私はこれは真剣にお伺ひをいたし
てゐる、お答弁願ひます。

○植木政府委員 すでに指定預金にな
つておる部分についてのお答は、先
ほど銀行局長から申し上げました通り
であります。お言葉の新しい預託とい
ふ問題につきましても、今日までのと
ころ、われ／＼の研究の結果では、こ
れを實行しようという結論に達してお
りません。しかし私といたしましては、
率直に申し上げますが、十分今後
の推移を見た上で、なお研究する必要
が起れば、そのときには、また十分善
処する必要があるのではないかとい
ふうには考へております。今日のところ
では、まだ実行すべき時期ではない
という結論だけ得ております。

○福田(繁)委員 今の春日君の問題に
関連しまして、私はむしろ行政府の河
野銀行局長に要望しながら、いささか
質問してみたいと思ふ。政務次官は自
由党の出身でありますから、もちろん
この政府の基本線を追脱できないとい
うことは、私は一応了解できます。さ
ればといつて、自由党の吉田内閣はい
つまで安穩に行けるかといふことは、

行政府の方はよくおわりの通りで
す。率直に言いますれば、およそこ
一週間か十日で、吉田内閣はいかに基
本線を保持されようとなさつても、生
命が継続でき得ない、これは院外の一
般各国民の見目でありま。そこ
で、行政府は政務次官と立場が違いま
して、この時期にこそ、ほんとうに中
小商工業者に理解の深い、今までの自
由党内閣と違った内閣ができるなら
ば、勢いそこではつきりと先ほど春日
君が言われましたような、本委員会の
委員並びに春日君の発案されたところ
を、十分貫徹してもらわなければい
かぬと考える。どうぞ銀行局長もあく
までも政務次官がおつしやるごとく
に、現政府の基本線を通脱しないとい
う、そういうやばなことをおつしやら
れないよう、政府の行方はわかつてお
るのでござい。もうでなくとも
中小商工業者は、あすの日の成り立た
ないような状態になつておるのだか
ら、行政府はそれこそ全国民の大きな
視野のもとに、今からよく御検討を加
えながら、あの株主相互金融のように
あとから後悔されないように、しかと
御検討をしてみたいと思ふ。

そこであなたに伺いたいのでありま
すが、先ほど問題になりました公職会
の公述人の意見を聞きますと、実に困
つたものです。相互銀行にしても、こ
とに信用金庫であります、まづたく
あすの日のわからないような非常に心
もとない状態なのです。それでわれわ
れはどうしても今の政府の預託金の
引揚げを停止し、ここに新規預託をし
て、百億なり百五十億なりやらない
と、この人たちが困つてしまつて、そ
れこそめちやくちやになる。せつかく

あなたが心血ををばつて、日本の金融
対策を軌道に乗せようと御苦心なさつ
ても、足元からすくわれてしまつとい
うき目を見るときを、われわれは十分
感じまして、その結果先ほど
申しましたようなものが、各党派が
越して一体となつてきたのでありま
す。それをよく頭にに入れておいても
らいたいと思ふのであります。それと私
の伺いたいの、そのときの話を聞き
ますと、これは相互銀行ではありませ
んが、信用金庫と信用組合、これが最
近非常に盛立しまして、それがために
非常に困つておる。私はどうしても信
用組合、信用金庫というものを、適当
なる企業合同というか、合併という
か、これをやらなかつたら、ちよつと都合
が悪いように思ふのであるが、これに
関するあなたの御所見をまず一応伺つ
ておきたいと思ふ。

○河野政府委員 福田さんの前段の御
質問に對しましては、これは私として
は答えはしない、今日日本の経済
政策としてとつております財政金融の
引締め方針というものは、私個人とし
ても正しい政策だと確信いたしてあり
ます。その意味におきまして、それ以
上のことは私から申し上げることは差
控えておきます。

第二に、先般十六日の公職会の公述
人の方々の御意見、ちよつとどのこ
ろなことがあつて私は欠席いたしま
した、そのときの皆さんの話の経
緯は、係員を出しておきましてよく聞
かしておきましたので、逐一私は報告
を受けております。今お話のような点
につきましても、私も十分承知をいた
して、現在のよりな時代において、指定預

金を百億なり百五十億なりすると、い
うことが、それよりほかに方法がない、
それをやらなければ、日本の金融界な
り経済界が非常に取返しのつかないよ
うな混乱状態に陥ると見るべきかどう
かにございまして、先般来春日さんか
らおしかりを受けたのであります。これ
ども、私はそれは考えていない。これは
率直に申し上げておきます。そういう
意味で、この見解につきましましては、
これは失礼でありますけれども、今福
田委員のおつしやることと若干見解
を違えておられますけれども、先ほどか
ら申し上げてよろしいとは毛頭考へて
おりません。先ほど政務次官も言われ
た通り、この事態の推移については非
常に関心を持つて、真剣に、まじめに
私は見守つて参りたい。必要に際して
遺憾のない措置はとらなければならな
い、というふうに考へておる次第であり
ます。

それから第三点の、信用組合、信用
金庫等が濫設されている。この問題に
つきましては、現在の状態を濫設と見
るか、あるいは適当な数であると見る
か、これはいろいろ見方があると私
は思ふ。ただ問題は、私どもとい
つたしましては今後の経済の推移等から
考へまして、その推移と申しますの
は、程度の差はあれ、とにかく安易に
考へられないような経済状態というこ
とを今後に控へている際、私どもとし
ては個々の金融機関がその内容の堅実
性、基礎の強固という点についてさ
らに一層の努力をして参らなければい
かぬと思ひます。こういうふうに私ど
もは考へております。ただ、それじや
現在どの程度の数まで整理統合すべき

ということは、今まだ具体的に申しま
上げるまでに至つていない、かように
考へておる次第であります。

○福田(繁)委員 それじや春日君に返
しますが、そこで結果から言へば、そ
うすれば、一体この行き詰まつてい
るところの、あすの日のわからない中小
企業に對する金融の根本政策について
どういつたお考えを持つておられる
か。この手のうちを示してもおられない
ことには、今までの質疑をあすからか
た当分続けなければいかぬことになる
が、実はわが委員会におきまして、
早うこの中小金融問題をやりたかつた
のであります。自由党なり政府の要
望に基きまして、この三十一日まで
どうしても税法をあげなければいけな
いので、実は四月にまわして、三月三
十一日までには案件の税法をあげよう
と思ひまして、実は大蔵委員会におい
て各党派がいろいろ懇談をして、ある一
致点を見出したわけですが、こういう前
提で、この三十一日までの方からあげ
まして、この三十一日までの方からあげ
まして、かつかつておるわけですが、ご
らの通り、かんじんな自由党の方
がまだ腹がきまりませんでその回答が
来ないので、こういう状態ならば、今
月一ぱいは税制関係はそつちのけにし
ておいて、勢いあなたの方の銀行局関
係の質問にこの月一ぱいかかる。そこ
であなたに、自分としてはどうしても
新しい預託をするということは信念が
許さぬ。ただこういう道があればこ
そ、皆案じているところの中小企業金
融というものは救済できるのだとい
うあなたのお手のうちを拝見しないこと
には、あすから同じ質問を繰返すこと
になる。そういうことは与党、野党と

もに不利益ですから、それをひとつ公
開してもらいたいと思ふ。

○河野政府委員 これはお答え申し上
げるのに、なか／＼むずかしい問題だ
と思ひます。ただ私どもは、中小企業
に對する金融は、大企業に對する金融
その他と性質が違ふ——程度の差異で
あるか、質的な差異であるかは別とし
て、違ふといふことを前提にして申し
上げたいと思ひますが、ただ現在私ど
もの考へ方、これはどういふことかと
言へば、やはり金融を引締めることに
よつて物価を下げて行く、それから経
済の中にあるむだをできるだけ排除し
て行く、こういうような立場に立つて
やつておるものであります。この点につ
きましては、大企業に對する金融も、
中小企業に對する金融も、同じ原則に
立つてさしつかえないと考へておる。
ただ問題は、それではそういう金融引
締めの措置は、結局銀行等の金融操作
というものの必然の結果、一つの傾向
というものはどうしてもあります。か
ら、その結果中小企業の金融に對して
しわが寄るのではないか、こういう御
議論は、まさに傾聴すべき御議論だ
と思ひます。これはたび／＼私からも
ういふ点については申し上げておるつ
もりであります。しかればそれに対す
る措置をどうすべきかといふことにつ
いては、私どもは金額その他について
十分でないという御批判はあろうと思
ひますけれども、たとえば国民金融
公庫でありますとか、あるいは中小企
業金融公庫でありますとか、そういう
た中小金融を財政資金によつて行つて
行く機関というものを、財政の許す限
りにおいてできるだけその資金源を拡

張して言葉は非常に悪いのであります。が、今の金融引締め措置からだんだんしわが寄つて来るような中小企業者に対する金融にできるだけ支障を来さないように、これらの機関の活動に私どもは期待して参りたい、かように考へてゐる次第であります。なお一般のそれらの政府機関の金融だけに私どもは頼つてゐるわけでもありません。大きな金額でない限り、やはり地方銀行その他の金融機関もそうでありましようし、相互銀行、信用金庫等も、これは中小企業金融をやるのが本来の使命である、従つてそれらの金融がうまくつくりように私どもでできるだけ努力して参りたい。しかしこれは金融財政全体の考え方が、つまり通貨の信用をインフレによつて造出して、それでもつて金融をするという考え方はこれからはやめて行こうというのが、私どもの考え方でありまうから、その限りにおいては、財政金融の今申し上げたような一つの引締めと申しますか、健全なるベースにおけるそういう基本的な考え方の中でのこれらの措置をできるだけやつて行く、こういう考え方に立たざるを得ないと考えてゐるのであります。ただその結果財政資金の収支の余裕というものは十分でないという場合におきましては、これはやはり国民金融公庫に対する出資等につきましても、皆様が御要望になつておるところまではなかつて行きたいというようなこともあるかもしれませんが、私どもは財政の許す限りこれらの点についても努力したい、かように考へてゐる次第であります。

○福田(衆)委員 私ほたたいまの河野局長の答弁を非常に心から待望しておつたのであります、今伺つたところは、昨年の十二月の本委員会で伺つたところとあまり大差がない。この点に実は非常に失望いたしてゐるわけですが、相対中小企業が行き詰まつてゐる今日の現状から見ても、何らかの根本対策があなたの腹の中にあるものだと私は見抜いておられます。しかし今のあなたの御答弁に対して御質問しようとしたらすれば、先ほどの春日君の質問の関連の線を通脱します、幸ひ明日十時にはあなたも御出席くださることになつておられます、明日十時の委員会では、金融問題でたゞいまの御答弁に関連して質疑を開始するといつたために、私は保留いたしまして、のしめて春日君に御返上いたします。○春日委員 私はなお結末がつかない、そこで重要な問題は、金融の推移を實際あなたに話さなくてはならぬとおつしやつてゐる。はたしてこの委員会の決議のごとく行われねばならぬかどうかというところを研究しておると言つておられるのが、委員会の決議というものは、あなたに判断を許すような、そんなものではないのです。この決議があなたがいやだと思つたらば、国会を解散すればいいのです。国会の意思というものがあなたの意思に沿わないならば、内閣の意思に沿わないならば、そういうような不当な決議をする内閣を解散するか、あるいは国会の決議通り執行するか、二つに一つしかありません。われわれはこう思うがどうだというやうなものではない。だから国会があんなの判断いかんにかかわらず新規預託をすべし、引揚げをやめろと言つておられるので、それをあなたがかくかくに判断する

理由はないと思う。さらに今福田君の質問に対して、推移を眺めて検討すると言つておられるけれども、私はあなたに申し上げたいことは、あなたは一体判断をしたり検討したりするのにとても時間をかけるくせがある。たとへば保全経済会に対しては、あなたは一年三箇月間検討したではないか。やみ金融については、これもまた法務省との間に二箇年以上推移を検討したではないか。そのようにあなたが検討しておる間にどういふ結果が生れたか。保全経済会には三十何億圓をねこばしてしまつた。殖産金融は四十何億圓をねこばしてしまつた。そして十数万人の被害者がでた。百何十億といふものをねこばして購置せしめてしまつた。このことが大きな社会問題になり政治問題になつて、初めて今度あなたはいろ／＼な立法を出して来ておるじやないか。今度の問題もゼネラル・パンニックになつてしまつてから、なるほどこれは春日君の言通りだ。それでではぼつ／＼やろうか、こういうことであつてはならぬのです。私があなたに申し上げたいことは、あなたの経験を生かさなければならぬ。あなたは保全経済会、やみ金融の問題で大した経験を積まれておられるから、今度こそはこの金融恐慌に先がけてこの経験の練達、責任感から、あなたはこの際思い切つた施策を講じなければならぬと思う。あなたはいろ／＼言つておられるけれども、私は植木政務次官に重ねて申し述べ、さらに答弁を得たいことは、預託をしろということ、それから引揚げを猶予してくださうということ、委員会は議決してあなたに申し込んでおるから、あなたはそ

れを執行してもらいたい。執行しなければ、この委員会に受理することはできないといふ公文書を出してもらいた。そうして国会と政府の間で対決しなければならぬ。そうでなければ、委員会の要求を等閑に付して推移をなめて検討しておつて、何分の措置といふやうな、そんななまぬるいことでの委員会の決議はできていない。理事會を開き、そこでわれ／＼の意見の調整が行われ、提案理由の説明があり、討論があつて採決されておる。そういう国会法並びに衆議院規則に基いてやつた議決を、あなたの方があつたかどうかといふやうな、そんな一人よがりの判断は、われ／＼聞く耳持たぬ。やつてくだされなければ、われ／＼はやらない、やらないといふ御答弁を願へば、かつては池田通産大臣がどういふ結果になり、その結果はあまりよくないといふことはよく御承知でしょうから、責任ある御答弁を願ひたい。

さらに補足して申し上げたいことは、あなたの方の金融情勢資料を私は初めからしまゝでつづきに読んだ。その中に特に明らかになつたことは、あなたが出されたのだからよくおわかりでしょうが、二十七年度は政府指定預金は年間三百八十二億出ておるが、日銀の貸出しは二億しかふえておらなかつた。ところが昨年二十八年度はどうであつたか。すなわち政府指定預金は百七十九億減じておるのに、日銀の貸出しは逆に七百五十五億増加しておる。すなわちあなたは一方中小企業者の金融梗塞をきびしく追ふやうな預託の引揚げをやつておるが、日銀は金融引締めをやつておるが、口頭禅的なことをやつておる。すなわち七百五十億の貸出し増という結果になつて現われおる。大企業に対してはゆるく、小企業に対してはこういう峻厳、峻烈、苛酷な施策をもつて臨んでおられる。このことは世人が許してはおられない。中小企業者が黙認するはずがない。だからこういう痛烈な要望となつて来ておる。すなわち資金需要のあるところは、いくら日銀が高率適用だとかんたといつても、そんな利子の高い低いなんていうことは意にもかけない。高い利子でも借りなければつづいてしまふ。つづいてはいけなかつたので日銀は七百五十五億貸出し増をしておる。同様の立場の経営の責任を持つ中小企業がつぶれるから金を貸してくれといつて政府に迫つて来る、国会に迫つて来るというのとは当然のことだ。国会が政府に責任を迫つたら政府は追つて研究の結果推移をながめて云云、そんなばかげた答弁が許されると思われまう。私はほんとうに責任ある答弁をいただかなければ、大蔵大臣の不信任案を出したい。小林進君が罵詈雑言を浴びせた上に、さらに尾ひれをつけ、しんにゆうをかけて大蔵大臣の不信任案を出したい。どうかその点十分御答弁を願ひたい。

さらに私は申し上げたいことは、現在預金は二兆五千二百億あるが、その中の個人関係のものは、長期預金は三千八百七億、短期預金四千五百四十九億、無記名のものは二千四百五十九億、この二兆五千二百億の預金の半数以上のものが個人のものではないか。つまり中小企業関係の個人のものの累積が、日本における総預金の半数を占めておる。従つてこれらの諸君がその金を運営して、おれたちに金を貸して

くれと要望しておる。そういう意味において預金を均等に配分して行くということは、法の前に国民は平等であるという憲法の規定において、私は中小企業金融に対して、もう少し熱心であつてもらいたいと思う。私はこういうようないろいろな理由によつて、政府に新規預託、引揚げをやめることは当然のことであると思うが、これに対し植木さんはどう思うように思つておられるか、もう一ぺん御答弁を願いたい。この問題は重要な問題でありましようし、さらにいろいろと御検討を願わなければならぬ問題もありましようから、ただいま伺いますところによりますと、明日の午前十時から金融問題について、さらに審議が行われる様子でありますので、慎重に御検討を願つて、責任ある御答弁を明日十時の本委員会において政府から願いたい。その上にさらに質問を続行することにしたしまして、時間も大分経過いたしましたから、本日はこれをもつて散会されたいという動議を提出いたします。
○内藤(友)委員長代理 それでは委員会は休憩いたします。
午後一時二十八分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

大蔵委員会議録第六号中正誤

頁 段 行 誤 正

三 三 第九條 第九章

二 表の乙第三十八條第一項第五号の規定による税額の欄中

294 294

305 305

315 315

三 二末 提出後一年 申告後一年
二 二末 納付後一年 納期限後一年

大蔵委員会議録第八号中正誤

頁 段 行 誤 正

七 一末 各号に該当 各号の一に該当

大蔵委員会議録第十五号中正誤

頁 段 行 誤 正

二 一末 あるとき又 あるとき、
は 又は

大蔵委員会議録第十八号中正誤

頁 段 行 誤 正

三 一末 代理人 代理人

昭和二十九年三月三十一日印刷

昭和二十九年四月一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局